

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 年 月 日

関東信越厚生局長

武田 康久

登録の記号番号	氏名	登録年月日
玉薬 三〇三五一七	堀 微笑	令和六年二月九日
玉薬 三〇三五二八	石神 賢	令和六年二月十九日
玉薬 三〇三五二九	近藤 和行	令和六年二月十九日
玉薬 三〇三五三〇	金 麗奈	令和六年二月二十日
玉薬 三〇三五三一	上田 拓也	令和六年二月二十七日
玉薬 三〇三五三二	樋口 弘幸	令和六年二月二十八日
玉薬 三〇三五三三	内田 直幸	令和六年二月二十八日
玉薬 三〇三五三四	池田 双葉	令和六年三月一日
玉薬 三〇三五三五	石川 貴之	令和六年三月四日
玉薬 三〇三五三六	宇井 也弘	令和六年三月五日
玉薬 三〇三五三七	大塚 桂子	令和六年三月五日
玉薬 三〇三五三八	野口 将之	令和六年三月五日
玉薬 三〇三五三九	鈴木 弥恵	令和六年三月十一日
玉薬 三〇三五四〇	松村 俊希	令和六年三月十四日
玉薬 三〇三五四一	垂水 希	令和六年三月十五日
玉薬 三〇三五四二	中村 進	令和六年三月十八日
玉薬 三〇三五四三	大澤 安紀	令和六年三月十九日
玉薬 三〇三五四四	河野 理子	令和六年三月二十一日